

## 狩るものとしての「野生」：アフリカにおけるスポーツハンティングが内包する問題：カメルーン・ベヌエ国立公園地域を事例に

安田, 章人  
京都大学大学院

<https://hdl.handle.net/2324/26544>

---

出版情報：環境社会学研究. 14 (1), pp.38-54, 2008-11-15. 環境社会学会  
バージョン：  
権利関係：(C) 環境社会学会

# 狩るものとしての「野生」：アフリカにおけるスポーツハンティングが内包する問題

——カメルーン・ベヌエ国立公園地域を事例に——

安田 章人

(京都大学大学院)

本稿の目的は、アフリカにおける娯楽のための狩猟、スポーツハンティング (sport hunting) を事例に、グローバルな価値づけがなされた野生動物の資源利用の裏側にある歴史的な権力問題を指摘することにある。

アフリカにおけるスポーツハンティングは、植民地時代の西洋人が権力や富を象徴するためにアフリカの野生動物を狩猟したことに端を発する。現代になり、人間中心主義からの脱却を目指す環境思想からの狩猟に対する倫理的批判が隆盛したことや、スポーツハンティングを起源とする植民地主義的な政策に対する批判を一因として住民参加型保全の理念が台頭したこと、そしてエコツーリズムが勃興したことから、スポーツハンティングは影を潜めた。ところが、スポーツハンティングは現在まで消滅することなく活発におこなわれており、近年、莫大な経済的利益を生み出す管理された「持続可能性」のある狩猟として、住民参加型保全政策を支える支柱となると、一部の政府や保全論者に注目されている。

しかし、カメルーン・ベヌエ国立公園周辺でおこなわれているスポーツハンティングは、その地域の住民に雇用機会と利益分配を付与する一方で、植民地時代を彷彿とさせる「自然資源利用権の収奪」という重層的なインパクトをもたらしていた。この背景には、「持続可能性」という環境思想が、歴史的な権力構造を背景に地域住民による狩猟を断罪し、スポーツハンティングを正統化するために、新しい植民地主義的な政治的言説によって解釈されているという現象があった。

キーワード：スポーツハンティング、カメルーン・ベヌエ国立公園、エコツーリズム、野生動物、  
「持続可能性」

## 1. はじめに——狩るものとしての「野生」、そして「殺すためにまもる」

アフリカに生息する野生動物。ここから多くの人が、広大なサバンナに生えるアカシアを背に、悠然と歩くゾウやキリンなどをイメージするだろう。これらの野生動物の多くは、国立公園などの保護区によって手厚く保護されており、これまで人間がおこなってきた乱獲や生息地の破壊などの背徳的な行為から、今日、人間にとって保護の対象として、普遍的に多くの人びとに認識されがちである。しかし、「野生」であるがゆえに、その動物を保護ではなく殺生の対象とする狩猟行為が、現代社会においても存在していることもまた事実である。本稿は、アフリカ中央部のカメルーン共和国 (以下、カメルーン) を調査地とし、狩猟の中でもそこに内在する娯楽性を主たる目的とした狩猟、いわゆるスポーツハンティングに注目する。

そのようなものが現存するのかとよく尋ねられるが、決して過去のものではない。しかし、環

環境保護が声高く叫ばれている現代において、娯楽のために動物を殺すという人間中心的な行為が倫理的批判の対象とされていないわけがない。ナチュラルリストであったクルーチ（Krutch, 1956=1971: 213, 214）は、スポーツとして動物を殺すことは、純粋な悪事であり、スポーツハンターは、ヴァンダール（美術や文化、公共物などの破壊者）と同等のものであると語った。また、動物愛護団体 PETA（People for Ethical Treatment of Animals）も、野生動物に苦痛を与える残虐な行為であり、多くのハンターにとって、もはや生存のために必要な行為ではないとしている。

ところが、一部の保全論者や政府によって、スポーツハンティングは自然保護政策、特に住民参加型保全政策を支える有効なツールとして注目されている。Lewis and Alpert（1997）は、多くの収益をあげつつ、生態系へのインパクトを少ないものにすれば、スポーツハンティングは社会と環境の規範にしたがい、銀色の弾丸は、野生動物の減少を阻む「緑の弾丸」となりうると主張する。つまりスポーツハンティングは、保全活動と地域発展に貢献するような経済的利益を生み出し、環境への負荷を抑えるような「持続可能性」のある管理された狩猟であると見なされている。この経済性と「持続可能性」を根拠に、「殺すためにまもる」というような言説が、保全論者や政府の間でなされている。

そこで本稿は、まずスポーツハンティングとアフリカにおける自然保護政策の歴史を紐解き、いかにしてスポーツハンティングが現代まで生き残ってきたのか検討する。そして、カメルーンのベヌエ国立公園周辺を事例に、スポーツハンティングがその地域に暮らす人びとの生活にもたらすインパクトを解明する。これらによって、グローバルな価値づけがなされたスポーツハンティングという野生動物の資源利用と、「殺すためにまもる」という言説の裏側にある歴史的な権力問題を指摘することを試みる。

## 2. スポーツハンティングのはじまり、衰退、そして再評価

### 2.1. 狩猟の特権性と差別化の歴史

狩猟には、単に動物からの産物（肉、骨、皮など）を得る目的だけでなく、もしくはそれ以上に、精神的欲求を満たし、権力を主張するという意義があった。そのため、狩猟は、社会的優越性を示す道具として次第に貴族、領主、戦士のような権力者に独占され、本来の生業のための活動から、スポーツや娯楽として昇華してきた。西洋社会では8世紀ごろから、開墾と農業技術の進歩によって、人口増加と人間の居住地は拡大し、反対に森林と野生動物の数は縮小していった。10世紀になると、わずかに残った野生動物が生息する森林は権力者のためだけの狩猟獣保護区として囲われ、狩猟はエリートや貴族に特権化された行為とされた。特権階級に属する人びとにとって、狩猟とはステータス・シンボルであり、紳士の作法を見せる場であった（Cartmill, 1993=1995: 98）。対極的に、一般市民による狩猟は野蛮であるとされ、領主のための御猟地に入ることは厳しく禁止され、密猟者には残酷な処罰が与えられた。さらに、周辺の住民は武器の所有や犬の飼育も禁止され、畑の作物を荒らす野生動物を追い払うことさえできなかったという（Dembeck, 1966=1979: 122-128）。17, 18世紀におこった市民革命によって貴族が没落したの

安田：狩るものとしての「野生」：アフリカにおけるスポーツハンティングが内包する問題

ち、ハンターたるための決定項は特権階級から財力に移行し、ハンターの中心的存在は裕福なブルジョワ階級となった。やがて、裕福なハンターは、ヨーロッパ列強による帝国主義によって、ヨーロッパ以外のアジアやアフリカの植民地にも進出する。

アフリカ大陸では、19世紀中ごろに開始されたアフリカ内陸部への探検を足場に、アフリカ大陸が列強によって植民地化された後、ブルジョワ階級は権力と富を誇示するために、豪華な狩猟旅行をおこなった。そこでの狩猟は、西洋社会でおこなわれていた狩猟とは異なり、近代的な銃による破壊的な方法でハンターらはどれだけ多くの獲物を仕留めることができるか、その量を競うものであった。西洋人による植民地における狩猟は、大勢の現地民を引き連れ、「邪悪で凶暴な」野生動物を狩猟し、エキゾチックなトロフィー（角などの狩猟記念品）を得ることによって、異国の領土の征服と支配による帝国主義を象徴し、他人種の支配を正当化することの一役を担っていたとされる（Cartmill, 1993=1995: 212; ポアヘン, 1988: 34）。しかし、このような過剰な狩猟を主因として、20世紀初頭までにアフリカ大陸ではシマウマとロバの近縁種のクアッガ、青い毛皮を持ったブローボックなど、多くの野生動物が激減あるいは絶滅してしまった。当初、野生動物が激減したことについて、ハンターらは、野生動物は人為の及ばない僻遠の地へ退却したと考えていた（Kirby, 1896: 9）。ところが、やがて奥地でも満足に目当てとする野生動物を狩猟することができなくなると、初めて事態の深刻さに気がついた。このため、1900年にロンドンで開かれたアフリカのサハラ以南に植民地を持つ西欧諸国が集まった会議で、初めて野生動物の保護に関する協定と保護区（game reserve）の設定が決められた（United Kingdom of Great Britain and Ireland, 1900）。しかし、ハンターの多くはこの規則を煙たがり、以下のように自分たちの過剰な狩猟を棚上げし、野生動物を減少させたのは無計画で野蛮な狩猟をおこなうアフリカ人だと主張した。

「(猟獣の激滅について) しかし、まったく疑いなく今日狩猟しているイギリス人ハンターがこの点において犯人ではない。ふつうのイギリス人ハンターは注意深く儉約的なマナーを持ち、少しのよいトロフィーと短いキャンプでの生活のための肉を望んでいる。アフリカの猟獣を絶滅に追いやっているのは、アフリカ人自身である。彼らは安い銃を持ち、日々、そしていつでも殺し、尽きない忍耐とともにブッシュを這いまわり、確実に仕留めるまで追い込む」(Bryden, 1905: 17)。

同時に、ハンターらは、それまでのどれだけ多くの獲物を仕留められるかという歯止めのない暴力を賞賛する倫理に代わって、獲物の美的・質的を考慮した眼識と抑制を強調した倫理を打ち立て（Ritvo, 1987=2001: 390）、「大量殺戮」「残虐」という批判を避けるために、自分たちのおこなっている狩猟を、スポーツ精神・博愛をアピールしたスポーツハンティングとして確立させようとした。つまり、入植者らは、スポーツ精神と規則に則った高貴で自制的なスポーツハンティングと、野蛮で無計画な地域住民による狩猟という差別化を図った。加えて、植民地政府は「原生自然保護（Protectionism）」をモデルとして、その土地にもともと住んでいた人びとを強制的に移住させて猟獣保護区を設定し、密猟者には厳しい処罰をあたえた（Mackenzie, 1988）。

## 2.2. スポーツハンティングの衰退、あるいは潜伏——住民参加型保全の理念の台頭とエコツーリズムの勃興、そして、狩猟に対する倫理的批判

独立後のアフリカの各国政府も、保護区による物理的隔離と経済的制裁による原生自然保護政策を踏襲したが、1960、70年代にゾウやサイへの大規模な商業的密猟が起これ、このような政策の効果が疑問視されるようになった。そして80年代に入って、住民の人権を無視した植民地主義的な政策は批判されるようになり、「住民参加型保全（community-based conservation）」が台頭した（Western and Wright, 1994）。これは、密猟を防止するための監視強化よりも、野生動物を保全することで生み出される利益（観光収入や雇用機会など）を住民に分配・還元することによって保全へのインセンティブを与え、それまで密猟など保全活動の敵と位置づけてきた住民を保全の主體的な担い手とすることを目指すものであった（岩井, 2004）。

また、1980年代後半から、自然保護のための経済手段を導入しようとする考え方と、自然志向の旅行者ニーズの増加に対応しようとする観光産業分野の要求が結びついた結果、エコツーリズム（eco-tourism）が隆盛した（菊地, 1999）。アフリカで広くおこなわれているエコツーリズムと言えば、野生動物に対する非消費的利用、つまり、サファリツアーなどと呼ばれる動物観察による観光（以下、サファリ）である。住民参加型保全において、住民に保全へのインセンティブを与えるための観光として注目されたのは、野生動物を殺すスポーツハンティングではなく、殺さないサファリであった。植民地時代、「狩猟旅行」を意味していたサファリ（safari）という単語が、今日、「野生動物探訪・観察・撮影旅行」として使われるようになったのも、この表れであろう。

そして、世界的な狩猟に対する倫理的批判が、スポーツハンティングに降りかかる。まず、18世紀に心理学や生物学上、人間と動物は似ていることを認めるという考え方が広まったことを受け、19世紀初頭のイギリスにて動物生理学実験への反対を動機とした「動物愛護運動」が起こった。その後、ナッシュの倫理対象の進化から、1960、70年代にシンガーの「動物解放論」やレーガンの「動物の権利論」といった、人が動物の権利を軽視し、苦痛を与えて利用することを批判し、人間中心主義からの脱却を図ることを基本とした思想の隆盛へと続いた<sup>(1)</sup>（鬼頭, 1996）。その結果、当然、娯楽のために動物を殺すというスポーツハンティングは槍玉にあげられた。このような狩猟に対する批判は、現代では、動物愛護団体のあいだだけでなく、「スポーツハンター＝告発されるべき自然の迫害者、気の狂った殺し屋」などというステレオタイプは（特に欧米では）大衆化しているようである（Cartmill, 1993=1995: 353, 354）。

このように、1960年代以降、脱人間中心主義を目指す環境思想からの狩猟に対する倫理的批判が隆盛し、また植民地主義的な政策に対する批判を一因として住民参加型保全の理念が台頭し、エコツーリズムも勃興した。図2（45頁）のように、カメルーン北部においても、81年から88年までのあいだに、スポーツハンティングのライセンス発行数が半減した。これは80年代後半におこった経済危機などが関係したとも考えられるが、狩猟批判などの隆盛の結果、「国際的な環境保護行政の報告書から西洋の狩猟社会は脇に追いやられ」（Roulet, 2004: 626）、スポーツハンティングは衰退した、あるいは国によっては活動を維持しつつも国際的な場では表立って語られなかったと考えられる。

安田：狩るものとしての「野生」：アフリカにおけるスポーツハンティングが内包する問題

### 3. 消滅しない娯楽としての狩猟——スポーツハンティングの現状

しかし、スポーツハンティングは、決して消滅していない。現在も、欧米人を中心としたハンターは、アフリカはもとより、北米、中央アジア、オセアニアなど世界中を訪れる。1996年の調査では、アメリカ合衆国には人口の7%にあたる1400万人のハンターがおり、約647万人のハンターを抱えるヨーロッパ20ヵ国では、その8割にあたる16ヵ国で、ハンターの数が維持、または増加している(Chardonnet et al., 2002: 25, 27)。日本ではなじみの少ないスポーツハンティングは、決して時代遅れな娯楽ではない。

#### 3.1. 倫理的批判に対する反論

脱人間中心主義の思想をもとに狩猟に対する批判は起こったが、これに対しハンターらはさまざまな主張を展開する。まず、単に血が見たいからと告白するハンターや、動物を愛しているからこそ、動物を殺すという殺人的愛情による論理を唱えている者もいる(Cartmill, 1993=1995: 354, 367)。それとは別に、いわゆる自然愛好家として動物や自然を愛し、人間と動物の境界を消したいがために狩猟をおこなうと語るハンターもいる。Radder (2005) は、南アフリカ共和国のある地域でスポーツハンティングをおこなった経験を持つハンター2700人に、「なぜ、スポーツハンティングをおこなうのか」という質問をした。600人から有効回答を得た結果、「自然の中にいたいから」という精神的な動機が最多であった。オルテガも、「人間は自然からの脱走者である(中略)人間なる存在は狩猟というスポーツで、一時的に人為的に自然に『かえることにより』一息入れようとする」と説明する(オルテガ, 2001: 155, 156)。つまり、乖離してしまった自然と再接続するために、スポーツハンティングをおこなうと説明する<sup>(2)</sup>。その他にも、ハンターらは、社交的理由や男性性の主張、捕鯨論争においてもみられるような数の少なくなった肉食獣の代役としての個体数調整としての役割、余すことなく獲物からの産物を完全利用する美点などを主張する(Cartmill, 1993=1995: 357-360)<sup>(3)</sup>。

#### 3.2. アフリカにおけるスポーツハンティングの活発化と再評価——エコツーリズムとの比較

そして1980年代から90年代にかけて、スポーツハンティングが産業としてもたらす収益は、その土地の保全活動を推進させるポテンシャルをもっているとされ、スポーツハンティング産業と保全と地域発展のための政策は結びつけられるようになったという(Lindsey et al., 2007)。

アフリカ大陸は今も昔もスポーツハンターのメッカであり、中部・西アフリカよりも東・南アフリカで特に活発である。欧米人を中心としたハンターは、ネットなどで旅行会社に申し込み、森やサバンナなどに建設された宿泊施設やテントに滞在し、四輪駆動車に乗り、高性能なライフルで目当ての野生動物を狩猟する。そして近年、アフリカにおけるスポーツハンティングは、産業として活発化している。Roulet (2004)によると、スポーツハンティングを正式に許可する国は、1991年は20ヵ国であったが、2003年には25ヵ国に増加している。これは、1990年代後半からニジェールやコンゴ民主共和国などが、スポーツハンティングによる観光活動を再開させ

ていることに起因する。また、アフリカを訪れるハンターの数は、1990年は約8000人であったが、2003年には1万2000人に増加した。そして、スポーツハンティングによって、年間2億100万US\$（約207億円）以上の収益が生み出されているといい（Lindsey et al., 2007）、このような利益は密猟取り締まりなどの保全活動や、学校や病院の建設などによる地域発展に貢献するとされる（Roulet, 2004）。

住民参加型保全の理念が台頭し、エコツーリズムはそれを支える観光活動として注目された。しかし、エコツーリズムによって生み出される収益は広いスケールでの保護活動を支えるのには小さすぎる（Durbin and Ratrimoarisana, 1996）ことや、結局、経済活動であるエコツーリズムは自然破壊を進め、自然保護の本質的意味から目をそらさせる（Isaacs, 2000）などの問題が指摘されている。また、スポーツハンティングとエコツーリズムによるサファリを比較したとき、スポーツハンティングには、サファリにはない利点があるとされる（Barnett and Patterson, 2005）。それは、スポーツハンティングは、サファリに適していないような地域や国でもおこなうことができる点である。たとえば、カメルーン南東部には鬱蒼とした熱帯林が広がっており、宿泊施設や道路が整備されておらず、木々に遮られて動物の姿はめったに見られないため、サファリには不適切な地域である。しかし、ハンターは害虫や湿気をものともせず、テントで野宿をしながらハンティングをおこなう。これは、スポーツハンターが、リビングストンやゴードン・カミングのようなアフリカ探検家への憧れから、過酷な環境での「冒険」を望んでいるとされる。また、たとえば2001年の中央アフリカ共和国では、アメリカ同時多発テロ事件に加え、内戦も勃発していたにもかかわらず、旅行会社は機能し、例年よりは少ないながらもヨーロッパや南北アメリカからハンターが来たという（Roulet, 2004: 623）。これらのことから、社会的インフラの整備が難しく、政情不安を抱えるアフリカの国々にとって、スポーツハンティングは実行可能な産業とされている。

さらに、スポーツハンティングには「持続可能性」があるとされている。たとえば、Bondら（2004）は、いくつかの南部アフリカ諸国のように、よく管理されていればスポーツハンティングは低い狩猟圧のもとでおこなわれ、持続的であるとする。また、Lindseyら（2007）も、質の良いトロフィーやその地域での永続的な事業を保証するために、捕獲枠やルールなどでしっかり管理されたスポーツハンティングは、自制的であるとしている。

アフリカにおけるスポーツハンティングは、住民参加型保全の理念とエコツーリズムの台頭、そして倫理的批判によって衰退したと思われた。しかし今日、倫理的批判に対する反論とともに、スポーツハンティングは、住民参加型保全政策を支える観光産業として隆盛し、保全活動と地域発展への貢献とエコツーリズムにはない実行可能性、そして管理された活動下での「持続可能性」を有しているとされている。これを背景に、一部の政府や保全論者に評価され、「殺すためにまもる」という言説が展開されている。

安田：狩るものとしての「野生」：アフリカにおけるスポーツハンティングが内包する問題

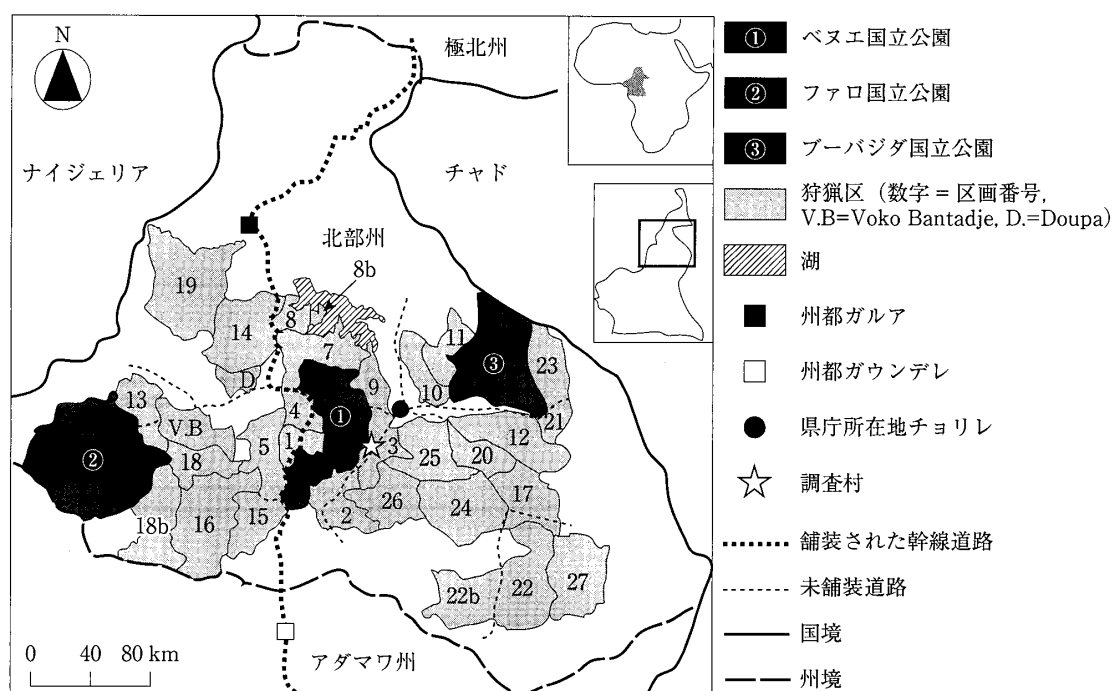
#### 4. スポーツハンティングが内包する問題

##### ——カメルーン北部・ベヌエ国立公園地域を事例に

##### 4.1. 調査地概要と活発化するスポーツハンティング

しかし、スポーツハンティング、自然保護政策と住民生活の関係に注目し、カメルーンのベヌエ国立公園周辺においてフィールドワークをおこなった結果、この言説の裏側に潜む問題をみることができた<sup>(4)</sup>。

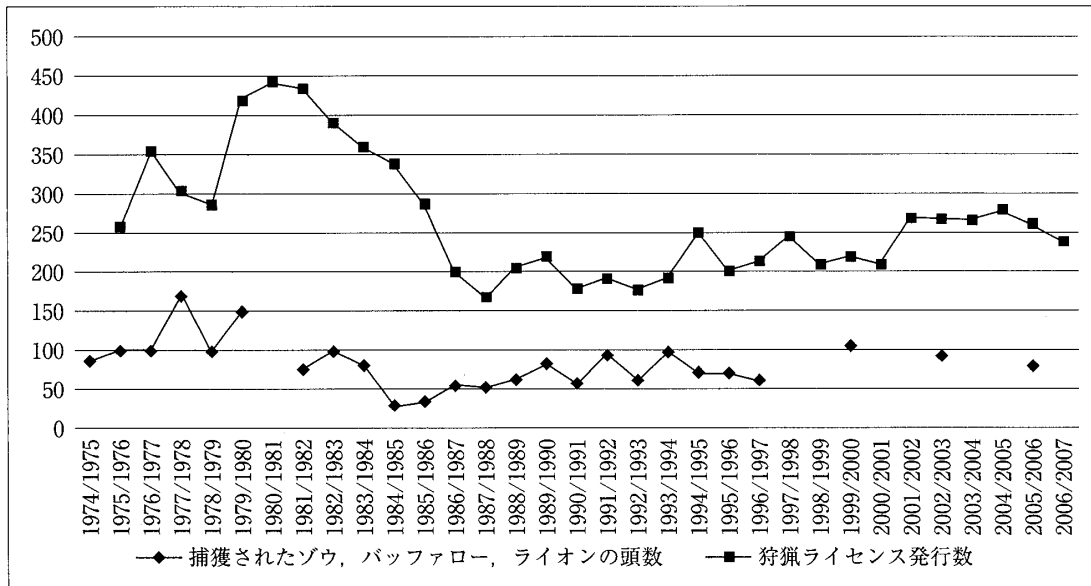
カメルーンは「アフリカのミニチュア」と呼ばれるように、そこには熱帯林から半砂漠まで多様な気候と植生が広がっている。その中でもベヌエ国立公園は、サバンナが広がる北部州にある。ベヌエ国立公園とその周辺には、アフリカゾウやライオンをはじめとする30種以上の大型哺乳類、306種の鳥類、77種の魚類、620種の植物が生息・生育しているとされる(MINEF, 2002)。北部州には、3つの国立公園があり、それらを繋ぐように狩猟区が設定されている(図1)。北部州の国立公園は合計で約72万haを占めており、そこでは居住や狩猟などすべての人為的活動が禁止とされている。しかし、入場料などを野生動物森林省に納めれば、サファリや研究活動をおこなうことができる。一方、その周辺の狩猟区は、農耕民や牧畜民の生活空間であると同時に、スポーツハンティングをおこなう場とされている。区内で狩猟をおこなうためには、狩猟ライセンスの取得と、動物一頭ごとに支払う狩猟税の納付などが義務づけられている。狩猟区は31区画に細分され、政府からそれぞれ、スポーツハンティングによる経営をおこなっている欧米の観光事業者(以下、観光事業者)に1haあたり70 FCFA<sup>(5)</sup>(約17円)で賃貸されている。賃貸契約を結んだ観光事業者は、その区内の自然資源の利用権を得て、宿泊施設(以下、キャンプ)を建設し、欧米諸国からのスポーツハンターを招致する<sup>(6)</sup>。



(出所) (MINEF, 2002) および政府関係資料より筆者作成。

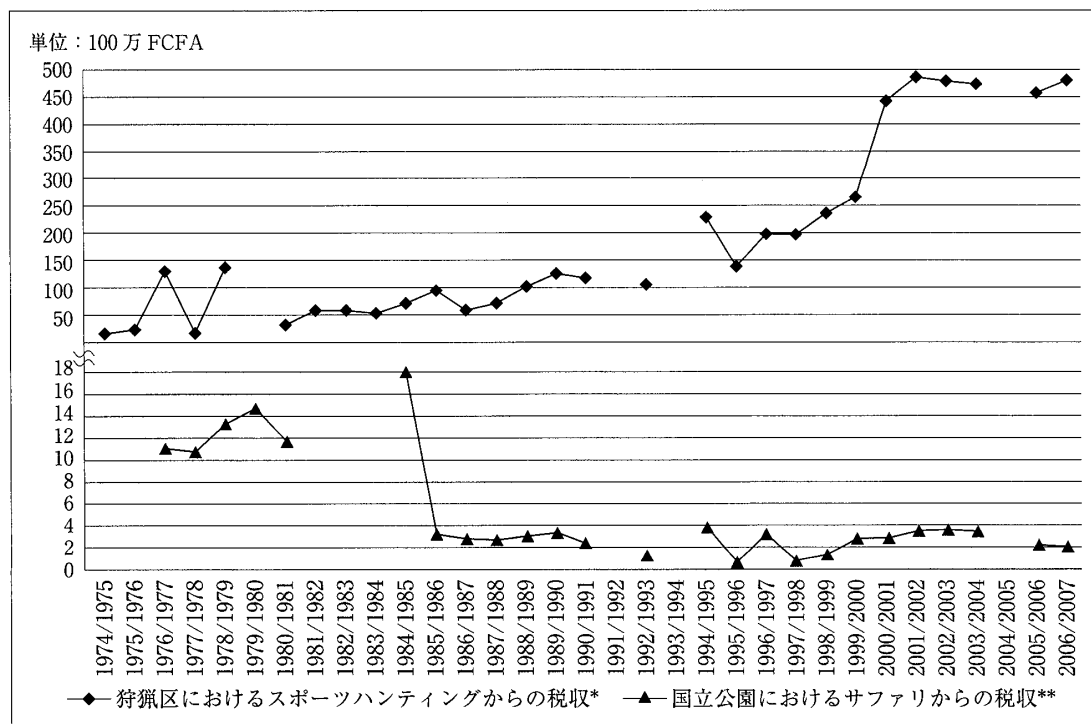
図1 カメルーン北部州の国立公園および狩猟区





(出所) 各年の関係省庁の年間活動報告書および (WWF, 2000) より筆者作成。

図2 1974年から2007年にかけて北部州の狩猟区で捕獲されたゾウ、バッファロー、ライオンの合計頭数と、発行された狩猟ライセンス数



(出所) 各年の関係省庁の年間活動報告書より筆者作成。

(注) \* 捕獲税, 狩猟区の賃借料, 狩猟ライセンス取得のための税金など。 \*\* 国立公園への入場料。

図3 北部州の狩猟区におけるスポーツハンティングと国立公園におけるサファリによる年間税収

現在のベヌエ国立公園に設定されている土地は、もともとレイ・ブーバ王国の狩猟場とされ、周辺の村の首長によって管理されていたという (Weladji and Tchamba, 2003)。レイ・ブーバ王国とは、19世紀初め、牧畜民であるフルベ族によってカメルーン北部に建国されたフルベ・イスラーム国家である (嶋田, 1995)。しかし、カメルーン北部は、19世紀末からドイツの植民地支配を受けたのち、第一次世界大戦後の1922年からはフランスによる委任統治下に入れられ

安田：狩るものとしての「野生」：アフリカにおけるスポーツハンティングが内包する問題

る。委任統治政府によって、32年に国内初の猟獣保護区として、ベヌエ野生動物保護区が設立された。これが現在の国立公園の前身である。60年にカメルーンは独立するが、保護区による保全政策を踏襲したカメルーン政府は、68年に猟獣保護区を国立公園に格上げし、国立公園の周辺に狩猟区を設定した。北部州の狩猟区は、設立当初の69年は約73万ha（16区画）であったが、2007年現在、3.5倍の約257万ha（31区画）にまで拡大している。また、カメルーン北部の狩猟区において、スポーツハンティングをおこなうために発行された狩猟ライセンス数は、80年代に激減した以後、捕獲頭数とともに漸増していた。スポーツハンティングによって得られる税収は年々増加し、2007年現在の国立公園内でのサファリによる税収の約250倍であった。

このような狩猟区の拡大やスポーツハンティングの活発化は、政府がスポーツハンティングによる収益を重視してきたためと考えられる。ハンターは、キャンプの宿泊費や狩猟ライセンス取得のための税金などを一括して、観光事業者が経営する旅行会社に支払うが、その料金は、たとえば、ある旅行会社では、15日間の滞在で約210万円もの料金が提示されていた。そのため、観光事業者からの聞き取りによると、狩猟区を訪れる欧米からのハンターは、50～70歳代の実業家や医者、弁護士といった富裕層に限られるという。カメルーンでは、狩猟ライセンスの取得のための税金と狩猟した動物ごとにかかる狩猟税の合計の70%はカメルーン政府の国庫へ、そして30%は「野生動物の保護と保護地域の発展と整備」を目的とした特別基金として、野生動物森林省へ納められることとなっている<sup>(7)</sup>。また、観光事業者によって支払われた狩猟区の賃貸料も野生動物森林省に納められている。これらの野生動物森林省に入るスポーツハンティングからの税収は、自然保護や野生動物保全のための活動費の資金源として重視されている（MINEF, 2002）。

#### 4.2. 住民生活とスポーツハンティング

欧米の富裕層によってスポーツハンティングがおこなわれている狩猟区には、牧畜民や農耕民がそれぞれの生活を営んでおり、そこは決して「ハンターの楽園」ではなかった。ベヌエ国立公園周辺にはいくつかの農耕民が居住しているが、筆者が調査をおこなっているA村にはディー(Dii)<sup>(8)</sup>という農耕民が居住している。ベヌエ国立公園の東側、狩猟区3の内部にあるA村の住民（25世帯287人、2006年12月現在）はほぼ全員がディーであり、唯一の換金作物として綿花を栽培するとともに、トウモロコシや落花生などを中心とした自給的な農業を営んでいた。彼らは17世紀後半から18世紀にかけて、北方からこの地に到来したとされる（日野, 1987）。しかし、レイ・ブーバ王国が建国され、ディーは農作物や労働力を王都に納めるハーベ（haabe）と呼ばれる被支配民族となった（嶋田, 1995）。その後、この地域の主権はドイツ、フランス、そしてカメルーン政府へと移り、国立公園と狩猟区の整備が進められた。当初、A村周辺の狩猟区は観光事業者に賃貸されておらず、村人がハンターに接触する機会も少なかった。しかし、狩猟区25は1979年から、狩猟区26は84年から、狩猟区3は92年からといったように、A村周辺のそれぞれの狩猟区が、フランス人やスペイン人に賃貸され、スポーツハンティングが村人たちの身近でおこなわれるようになった。これにより、A村の人々は、スポーツハンティングから、「雇用機会と利益分配の享受」と「自然資源利用権の収奪」という2つの大きなインパクトを受けるようになった。

#### 4.2.1. 限定的な雇用機会と利益分配の享受

1980年代に台頭した住民参加型保全政策は、雇用機会の創出や利益分配によって地域住民を主体的な保全活動の担い手とすることを目標として掲げていた。調査地においても、スポーツハンティングがおこなわれることで、狩猟区内の住民にある種の利益還元がおこなわれていた。

2006年現在、A村では、19歳から57歳までの男性、合計22人が、周辺の5つのキャンプでガイドやポーター、車が通る道を整備する作業員などとして働いていた。たとえば、客が獲った動物からトロフィーをつくる剥製師として働いていたある村人は、雇用期間中の5ヵ月で賃金40万FCFA（約10万円）を得た。これは、その世帯の年収の88%を占めており、農作物の売却によって得られる現金を大きく上回っていた。しかし、このように年収のほとんどを占めるような賃金をもっている村人は一握りであった。たとえば道路整備の作業員として雇用されているある村人は、猟期前の2ヵ月しか雇われず、彼が得た給料は、剥製師の1割にも満たない3.3万FCFA（約8250円）であった。また、キャンプでの従業員のポストは限られており、村内の被雇用世帯は村全体の6割にすぎず、村人全員が雇用機会を得ているわけではなかった。

また調査地では、雇用機会の創出のほかに住民への利益還元として、公共設備の提供と狩猟区賃貸料の分配がなされていた。観光事業者は学校や病院などの公共設備の提供によって、狩猟区内の村に対する社会的貢献をしなければならないと法規定されている<sup>(9)</sup>。しかし、A村を区内に含む狩猟区3の観光事業者から村へ公共設備の提供はなされたことはなく、この規則に強い拘束力はないようである。そして狩猟区賃貸料は、観光事業者から野生動物森林省へ納められたのち、郡役所や区役所に全体の40%を、そして10%を狩猟区内の村落からなる委員会に分配されることが規定されている。このような分配が法規定されたのは1994年のことであり、さらに実際に実行されはじめたのは2000年になってからのことであった。さらに現在、分配される狩猟区賃貸料のほとんどは、地域密猟監視員と呼ばれる政府や観光事業者がおこなう密猟監視活動に協力する村人の給料にあてられていた。A村は周辺の6つの村とともに委員会を構成しており、2007年4月7日におこなわれた会議では、分配によって得られた予算90.9万FCFAを、まず地域密猟監視員らの人件費に45.2万FCFA（50%）、監視員らの靴の購入費用に12.7万FCFA（14%）にあて、残りを各村の小学校の教室建設費用や修理費用30万FCFA（33%）、繰越金3万FCFA（3%）のようにあてることが決定された。

このように、調査地においても、住民参加型保全の理念において住民に保全のインセンティブを与えるとされている住民への雇用機会の付与と利益分配がなされていた。それは、いわばスポーツハンティングが住民に与える「正」の社会的影響といえるが、それは一部の人が享受する限定的なものであった。

#### 4.2.2. 自然資源利用権の収奪と住民生活へのインパクト

ところが、スポーツハンティングがおこなわれていることによって、同時に住民は「負」の社会的影響を受けていた。それは、住民の自然資源利用権の収奪であった。

法律上、賃貸契約を結んだ観光事業者は、狩猟区内の自然資源の利用権を得ることができる。それだけでなく、その中で住民の自然資源へのアクセスについての裁量権をも、欧米の観光事業者が握っていた。A村では、明確な農耕への制限はなかったが、薪や道具の材料となる草本や倒木の利用は認められるものの、立木の伐採は禁止とされていた。また放牧も禁止とされてい

## 安田：狩るものとしての「野生」：アフリカにおけるスポーツハンティングが内包する問題

るため、農耕民に限らず、牧畜民の生業も制限されていた。それは、牧畜民が牛などの群れをつれて狩猟区に入ると、野生動物はおびえて散逸してしまい、さらに家畜から病気がうつるとい理由であった。このような生業の制限の中でも特に狩猟活動は厳しく禁止され、住民と政府、観光事業者の間における緊張関係の主因となっていた。

聞き取りや参与観察によると、牧畜民を含めた地域住民は水道管と木材から作られたンガウンドル (Ngaoundal) と呼ばれる手製の銃や金属製の罠、弓矢を使って、コブというアンテロープを中心に狩猟しているという。食事調査の結果、魚の摂食頻度を上回る 9 回に 1 回の割合で食卓に肉が登場し<sup>(10)</sup>、村人と同様の食事をしていた筆者の食事記録からも、4 回に 1 回の割合で登場していた。村から北東に 25 km の位置に地方都市があり、そこでは牛肉や羊肉が売られているが、交通手段や経済的な条件から、この頻度をカバーするほどの家畜の肉が村に流入しているとは考えにくく、A 村にはそれだけの家畜もいない。つまり、筆者のこれまでの滞在経験を考慮しても、村人が消費する肉のほとんどが野生獣肉であり、村人にとって野生獣肉は日々の重要なタンパク源となっていると推察できる。

ところが、狩猟区内の資源利用権は観光事業者にあり、区内での狩猟活動には狩猟ライセンスの取得と狩猟税の納付が法規定されている。この規則に基づき、欧米富裕層であるスポーツハンターと同じように、多額の税金を支払った上で「合法的」に生業のための狩猟をおこなっている地域住民はいないと言ってよい。さらに、国立公園や狩猟区などの保護区の外であっても、地域住民による狩猟は、「伝統的狩猟」という枠の中でしか認められていない。「伝統的狩猟とは、植物資源を材料として作られた道具によって行われる狩猟行為」であり、「伝統的であっても、ある動物の存続を危ぶむ、すべての狩猟方法は禁止または規制する」と法規定されている<sup>(11)</sup>。これを受けて、調査地でも「現在の住民による狩猟は、法律上禁止されるべき金属製の罠や手製の銃、槍など、植物資源の素材によって作られた道具ではないものを使って行っている」とされている (MINEF, 2002: 17, 18)。つまり、現在の地域住民による狩猟活動は、狩猟区の内外にかかわらず「密猟」とされているのである。

このような密猟とされている地域住民による狩猟に対して、監視と取り締まりが野生動物森林省の職員とキャンプの密猟監視チームによっておこなわれていた。密猟監視チームとは、ガイドやポーターなどと同じように、キャンプに雇用された村落住民から構成されている。逮捕された密猟者は、野生動物森林省の分署と憲兵の詰め所、警察において事情聴取を受け、最後に裁判所に連れて行かれる。そこで違反行為に応じて、最高 1000 万 FCFA の罰金か 1 年の禁固刑、もしくはその両方を宣告される。

自然資源利用権の収奪によって、住民は密猟をせざるを得ない状況にあり、生業における負のインパクトを受けていた。しかし、A 村の住民にとって、野生動物は単なる食料のためだけの存在ではない。ベヌエ国立公園の東側はゾウによる農作物被害が多く (Weladji and Tchamba, 2003)、A 村にも大きな被害をもたらされる。住民はドラム缶を叩き、音をたてるなどの防除活動をおこなっているがあまり効果はなく、ある村人は「ゾウの群れは、リーダーを中心に『今夜はあの畑を襲おう』と話し合いをしているのだ」(男性 28 歳 2007/6/24) と、ゾウを擬人化して語った。また、狩猟に関して、村人たちは無選択に野生動物を食料利用しているのではなく、そこには信仰する宗教の規則や親族内の経験によって、動物種ごとに禁忌を設けていた。たとえば、

村にいるイスラム教徒は、ブタに近いイボイノシシなどを食べることを避け、イスラム教徒によって殺された動物でないことと食べることができない。また、イスラム教徒でなくとも、いままで親族の中である動物を食べ体調の悪化を経験した人がいる場合、意図的に避けようとする。さらにA村には、ディー語でgug（グー）と呼ばれる儀礼的な狩猟が存在した。まず乾季の始まりに村の近くの木の下で、動物を呼び寄せるために、以下のような歌を歌う。「……おまえがバッファローを仕留め損なったとき、そいつは他の動物に話す。（中略）獲物がとれなかったら、子供たちはなにを食う？ 子どもたちは草を食う。……」その後、1人の狩人が弓矢をもち、狩りに出かける。狩人は獲物を仕留めると心臓を切りだし、村に持ち帰る。この心臓を細分し、まず4片を村から4方向に投げ、そして残りは、村のいままでの死者の人数分に切り分け、死者の名前を呼びながら1つ1つ地面に埋める。心臓を取り出された獲物は、翌日、近隣の村人とともに食べ、儀式は終了する。この儀式的な狩猟によって、その後の狩猟がうまくいっていたとされる。しかし、この儀式を最後におこなったのは、ちょうど村の近くの狩猟区が賃貸され始めた30年前に遡り、日常的な狩猟も秘密裏におこなわれている現在、公な儀式的な狩猟をおこなうことはできなくなったと古老は語った。そして不幸にも、儀式の際の歌を歌うことができたこの最後の古老も、筆者による聞き取りの3日後に亡くなってしまった。彼は生前、「（儀式を）もう一度したいが、それは不可能だ」（男性69歳2007/6/22）と語っていた。

これまでのこのような状況について、ある観光事業者は「村に学校を建て、キャンプで雇用もしてやっている。それなのに、密猟のせいで、象牙は年々短くなっていく。子供らが今後キャンプで働けなくなってもいいのか」（2007/3/11）と村人にまくし立てた。また、筆者がなぜ住民による狩猟は禁止とされているのかと政府関係者に質問すると、「住民は、狩猟にかかる税金も納めなければ、動物の性別、年齢も関係なく狩猟する。彼らの狩猟は持続的でないために禁止とされるのだ」（2007/6/18）と答えた。一方、住民は、「この土地は白人が買ったのだ」（男性21歳2007/3/27）と、半ばあきらめのように力なく語りつつも、「日々食べるだけの動物でいいから狩猟させてほしい」（男性43歳2007/4/5）と吐露した<sup>(12)</sup>。現在、調査地には住民と政府、観光事業者が参加する正式な話し合いの場はなく、自分たちの声を伝える機会をもたない住民は、雇用機会や利益分配を受けるために、密猟監視チームの一員として活動し観光事業者らに協力姿勢を見せつつも、裏では密猟をしていた。つまり、住民は被抑圧的な立場のなか、二面性をもって、雇用による現金と密猟による獣肉の両方を手に入れようとしているのが現状であった。

## 5. 結 び

本稿では、アフリカにおけるスポーツハンティングに注目し、グローバルな価値が付与された野生動物の資源利用と地域住民との関係を考察してきた。

娯楽を主な目的とするスポーツハンティングは、西洋社会における権力性の象徴としての狩猟に端を発していた。1960年代からの脱人間中心主義的な環境思想からの狩猟に対する倫理的批判の隆盛と、植民地主義的な政策に対する批判を一因とする住民参加型保全の理念とエコツーリズムの台頭によって、スポーツハンティングは衰退したかに思われた。しかし、それは消滅する

## 安田：狩るものとしての「野生」：アフリカにおけるスポーツハンティングが内包する問題

ことなく、今日まで存続していた。それどころか特にアフリカでは、隆盛する産業としての経済性と管理された狩猟としての「持続可能性」から、一部の政府や保全論者によって「殺すためにまもる」という言説が展開され、住民参加型保全を支える有効なツールとして評価されていた。しかし、ベヌエ国立公園周辺におけるスポーツハンティングは、A村の住民に「雇用機会と利益分配の享受」と「自然資源利用権の収奪」というアンビバレントなインパクトを与えていた。公園周辺に住む人びとには、観光事業者や政府から雇用機会の付与や利益還元がなされてはいたが、限定的なものであった。それ以上に問題であったのは、自然資源の利用権は欧米の観光事業者が握り、住民の生業を制限し、儀礼を喪失させた植民地時代を彷彿とさせる強権的な政策がおこなわれていたことであった。地域住民による狩猟は、持続的ではないと政府や観光事業者に断罪され、それに対し、発言権を持たない住民は、協力姿勢と密猟の二面性をつかい、利益を得ようとしているのが現状であった。

以上を考察すると、まず管理された狩猟としての「持続可能性」とは、スポーツハンティングの正統化のための、環境思想のある種の恣意的な解釈ではないかといえる。植民地時代、白人らは、自分たちがおこなうスポーツハンティングは高貴で計画性のある狩猟と主張し、一方で地域住民による狩猟は野蛮で無計画な狩猟として差別化してきた。つまり、スポーツハンティングの歴史は特権化と差別化の歴史であった。そして、この構図は観光事業者や政府関係者の発言における断罪のように、現代においても「持続的なスポーツハンティング」と「持続的ではない地域住民による狩猟」という形で連続していた。また、1980年代に原生自然保護政策が批判され、住民参加型保全の理念が台頭したにもかかわらず、調査地では、欧米の観光事業者が自然資源の利用権を握り、住民に対する植民地主義的な政策が色濃く残っていた。したがって、「殺すためにまもる」という論理を支える持続可能性は、環境理念や環境思想が、歴史的な権力構造を背景に、新しい植民地主義的な政治的言説によって解釈されているのではないだろうか。さらに、このような権力性をともなった「持続可能性」に関する解釈がなされるようになった背景には、保護と開発や利用の対立、そして自然のために自然を守るという「保存」思想と現実社会の乖離があると考えられる。エコツーリズムは、保護と利用のジレンマを超える野生動物の利用形態として勃興が、スポーツハンティングと比較しつつ検討したように様々な課題があらわれていた。このような状況を背景に、一部の政府や保全論者によって、「野生動物を殺すことは悪なのか？ 自然破壊なのか？」「個体を護るのか？ 全体を護るのか？」をいう本質的な問いは棚上げにされ、スポーツハンティングは金になり、政策を支えることができるという経済的観点と、スポーツハンティングと地域住民による狩猟を二分する持続可能性の解釈から、「殺すためにまもる」という言説が実践され、今日、主流化してきているのではないかと考える。

実は現代のスポーツハンティングには、産業としての腐敗がはびこっていることが問題視されている。具体的には、一部のハンターが、車上からの発砲、照明や暗視装置をつかった夜間の狩猟などの禁止行為に手を染めていたり、定められている捕獲枠を遵守しないなどのスポーツハンティングの体制やモラルにおける問題点が指摘されている (Roulet, 2004 : 627)。スポーツハンティングは「持続可能」であると一部の政府や保全論者が謳う論理と、現実社会における体制は必ずしも整合しているわけではないようである。本稿で指摘したような経済性に翻弄された「持続可能性」の論理と、現実社会での生態学的な持続可能性の乖離がこのまま進むと、現代の

スポーツハンティングが、植民地時代に多くの野生動物を絶滅に追いやった入植者による狩猟の二の舞を演じることになる可能性も否定できない。

動物に「野生」というラベルが貼られたことで、動物は資源化され、グローバルな価値が付与された。この価値によって、この野生であるがゆえに動物を殺生するというスポーツハンティングは産業として成り立っている。しかし、野生動物のグローバルな価値に支えられた産業の裏側には、住民によるローカルな資源利用が無視されていた。さらに、住民とその地域に生息する動物のあいだには、資源として利用する物質的關係だけでなく、調査地ではすでに失われてしまったが、儀礼などによって表象する動物との精神的関係もあった。狩猟には、精神的欲求を満たすという側面があり、スポーツハンターも「自然との再接続」を動機としていたが、それまで長きにわたって重層的な関係を築いてきた地域住民と自然との接続も権力性によって切断されてはならない。「野生」や「持続可能性」という保護あるいは利用に大きく傾斜させるグローバルな思想や言葉がもたらす弊害と、その枠にはまらない人びとと動物の関係に目を向けなければならないと筆者は考える。

## 注

- (1) 周知のように、シンガーの「動物解放論」とレーガンの「動物の権利論」の違いは、前者が排他的に苦痛を感じる生物を権利の対象とする選好功利主義的である一方で、後者は生物の独立した価値を尊重し、権利の対象外となる生物に対しても、権利の擁護を保留している点である。
- (2) このような「自然との再接続」という言説は、鬼頭（1996）による社会的リンク論を想起させる。しかし、何百万もの金をかけて遠く離れた土地を訪れ、後述するように現地住民の生活を犠牲にしたうえで「自然と再接続する」ことと、鬼頭のいう「かかわりの全体性」を回復させることは異質のものではないかと考える。この点については、今後研究を進めていく予定である。
- (3) もちろん、このハンター側の反論で議論は終息したわけではなく、2004年にイギリスで暴動の中キツネ狩り禁止法が成立したり、スポーツハンティングについて書いたPETAのブログがハンターと愛護支持者の議論で炎上していたり、狩猟をめぐる議論は非常に根深い（PETA, 2008）。
- (4) フィールドワークは、2004年8月～2005年1月、2006年12月～2007年8月までの約15ヵ月間、聞き取り調査と参与観察、資料収集を中心におこなった。聞き取りは、公用語であるフランス語または英語でおこなった。
- (5) 中部アフリカの共通通貨。2008年1月、1ユーロ=655.957FCFA（フランセーファ）と固定されているため、以降、1円≒4FCFAとして計算した。
- (6) 現地でのスポーツハンティングの詳細な活動の内容については、別誌に掲載される予定の拙稿を参照されたい。
- (7) Law No. 94-1 of 20 January 1994 to lay down forestry, wildlife and fisheries regulations Section 105.
- (8) 彼らは、カメルーン北部の地域共通語とされているフルベ語でドゥル（Duru）と一般的に呼ばれるが、ディーと自称するため、本稿ではこれに則る。
- (9) Decree No. 95-466-PM of 20 July 1995 to lay down the conditions for the implementation of wildlife regulation Article 51.
- (10) 2004年11月から2005年1月までの期間、村人5名を無作為に選り、ノートとペンを貸し出し、毎日食べた食物の料理名、原材料を記入してもらおう方法でおこなった。しかし、彼らは自身による狩猟は違法であると認識しているため、動物種までは、明記してもらうことはできなかった。また、一度の食

## 安田：狩るものとしての「野生」：アフリカにおけるスポーツハンティングが内包する問題

事に、カウントの対象とした主食と副食が2種類以上登場した場合、それぞれ1回として記録した。

- (11) Decree No. 95-466-PM of 20 July 1995 to lay down the conditions for the implementation of wildlife Part1 2. 20.
- (12) なぜこの地域の人びとは、マサイの土地復権運動（松田，2005）のように蜂起しないのかという疑問がわくが、これはディーの人びとがドイツとフランスに支配される100年も前からレイ・ブーバ王国に歴史的に支配されてきた経緯が関係していると考えられる。また、圧倒的な強者からの抑圧に対する表向きの服従姿勢という生き残りの戦略（Scott, 1976=1999）を示唆するものとも考えられる。

## 文献

- Barnett, R. and C. Patterson, 2005, *Sport Hunting in the Southern African Development Community (SADC) Region: An Overview*, Johannesburg, South Africa: TRAFFIC East/Southern Africa.
- ボアヘン, アドゥ, A., 1988, 宮本正興訳「アフリカと植民地主義の挑戦」A. アドゥ・ボアヘン編『ユネスコ・アフリカの歴史 第7巻 上巻』同朋舎, 1-27.
- Bond, I., B. Child, D. de la Harpe, B. Jones, J. Barnes and H. Anderson, 2004, "Private Land Contribution to Conservation in South Africa," Brian Child eds., *Parks in Transition*, UK: Earthscan, 29-61.
- Bryden, H. A., 1905, "Introductory," Horace G. Hutchinson eds., *Big Game Shooting*, Vol. II, London: Country Life, 3-18.
- Cartmill, M., 1993, *A View to a Death in the Morning Hunting and Nature through History*, Cambridge, Mass., London: The President and Fellows of Harvard College. (=1995, 内田亮子訳『人はなぜ殺すか——狩猟仮説と動物観の文明史』新曜社.)
- Chardonnet, P., B. des Clers, J. Fischer, R. Gerhold, F. Jori and F. Lamarque, 2002, "Value of Wildlife," *Revue scientifique et technique* UI, 21 (1): 15-51.
- Dembeck, H., 1966, *Animals and Men*, London: Thomas Nelson and Sons Ltd., trans. by Richard & Clara Winston. (=1979, 小西正泰・渡辺清訳『狩りと人間』〔動物の文化史1〕築地書館.)
- Durbin, J. C. and S. N. Ratrimoarisana, 1996, "Can Tourism make a Major Contribution to the Conservation of Protected Areas in Madagascar?," *Biodiversity and Conservation*, 5: 345-353.
- 日野舜也, 1987, 「歴史の中のブーム族」川田順造編『黒人アフリカの歴史世界』(民族の世界史12) 山川出版社, 274-293.
- Isaacs, J. C., 2000, "The Limited Potential of Ecotourism to Contribute to Wildlife Conservation," *Wildlife Society Bulletin*, 28 (1): 61-69.
- 岩井雪乃, 2004, 「タンザニア・西セレンゲティ地域における自然保護政策と住民の生活実践の変容」(京都大学博士学位論文. 京都大学大学院人間・環境学研究所アフリカ地域研究専攻.)
- 菊地直樹, 1999, 「エコ・ツーリズムの分析視角に向けて——エコ・ツーリズムにおける『地域住民』と『自然』の検討を通して」『環境社会学研究』5: 136-151.
- Kirby, F. V., 1896, *In Haunts of Wild Game: A Hunter-Naturalist's Wanderings from Kahlamba to Libombo*, Edinburgh, London: W. Blackwood.
- 鬼頭秀一, 1996, 『自然保護を問いなおす——環境倫理とネットワーク』筑摩書房.
- Krutch, J. W., 1956, *The Great Chain of Life*, Boston: Houghton Mifflin. (=1971, 太田芳三郎訳『みごとな生命の連鎖2』みすず書房.)
- Lewis, D. M. and P. Alpert, 1997, "Trophy Hunting and Wildlife Conservation in Zambia," *Conservation Biology*, 11 (1): 59-68.
- Lindsey, P. A., P. A. Roulet, and S. S. Romanache, 2007, "Economic and Conservation Significance



- of Trophy Hunting Industry in Sub-Saharan Africa,” *Biological Conservation*, 134: 455-469.
- Mackenzie, J. M., 1988, *The Empire of Nature: Hunting, Conservation, and British Imperialism*, Manchester, New York: Manchester University Press.
- 松田素二, 2005, 「土地の正しい所有者は誰か——知の政治学を越えて」『環境社会学研究』11: 70-87.
- MINEF (Ministère de l’Environnement et des Forêts), 2002, *Plan d’aménagement et de gestion du parc et de sa zone périphérique 2002-2006*, Cameroon.
- オルテガ, Y. G., 2001, 西澤龍生訳『狩猟の哲学』吉夏社.
- PETA (People for Ethical Treatment of Animals), 2008, “Why Sport Hunting is Cruel and Unnecessary”, [[http://www.peta.org/mc/factsheet\\_display.asp?ID=53](http://www.peta.org/mc/factsheet_display.asp?ID=53)] (last accessed Jan. 13th 2008).
- Radder, L., 2005, “Motives on International Trophy Hunters,” *Annals of Tourism Research*, 32 (4): 1141-1144.
- Ritvo, H., 1987, *The Animal Estate*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (=2001, 三好みゆき訳『階級としての動物——ヴィクトリア時代の英国人と動物たち』国文社.)
- Roulet, P. A., 2004, “Chasse Sportive et Gestion Communautaire de la Faune Sauvage en Afrique Central,” *Game and Willife Science*, 21 (4): 615-632.
- Scott, J. C., 1976, *The Moral Economy of the Peasant Rebellion and Subsistence in Southeast Asia*, London: Yale University Press. (=1999, 高橋彰訳『モーラル・エコノミー——東南アジアの農民叛乱と生存維持』勁草書房.)
- 嶋田義仁, 1995, 『牧畜イスラーム国家の人類学——サバンナの富と権力と救済』世界思想社.
- United Kingdom of Great Britain and Ireland, 1900, “Convention for the Preservation of Wild Animals, Birds, and Fish in Africa, Signed at London, May 19, 1900,” *House of Commons Parliamentary Papers*, 1900, cd 101 Vol. LVI 825.
- Weladji, R. B. and M. N. Tchamba, 2003, “Conflict between People and Protected Areas within the Bénoué Wildlife Conservation Area, North Cameroon,” *Oryx*, 37 (1): 72-79.
- Western, D. and R. Wright, 1994, “The Back Ground to Community Based Conservation,” D. Western and R. Wright eds., *Natural Connections: Perspectives in Community-Based Conservation*, Washington D. C.: Island Press, 1-14.
- WWF, 2000, Les activités cynégétiques dans la province du Nord Cameroun entre 1983 et 1997, Cameroon.

#### 付記

A村の人びとおよび、有益なコメントを頂戴した関係者に記して感謝したい。現地調査は、日本学術振興会および特別研究員奨励費の助成を受けておこなったものである。

(やすだ・あきと)

安田：狩るものとしての「野生」：アフリカにおけるスポーツハンティングが内包する問題

## The “Wild” as the Hunted One, the Problems Involved in Sport Hunting in Africa:

### A Case Study of Bénoué National Park, Cameroon

YASUDA Akito

Kyoto University

46 Shimoadachi-cho, Yoshida, Sakyo-ku, Kyoto, 606-8501, JAPAN

The purpose of this paper is to highlight the historical power structure which lies behind the use of wildlife as a global resource, with regard to hunting for pleasure, namely, sport hunting or trophy hunting in Africa.

Colonists from Europe initiated sport hunting in Africa and it eventually became a symbol of their wealth and supremacy. In the 1970's and 1980's, the sport hunting industry lost some of its vigor and faded from public eye because of the following three reasons: the popularity of the ethical anti-hunting objection, the rise of the principle of Community-Based Conservation (CBC) which stemmed from the criticism against the colonial policy for sport hunting, and the boom in Eco tourism. Sport hunting, however, was not completely come to an end, but it has survived and recently been actively engaged in. Moreover, sport hunting is now regarded as “sustainable” controlled hunting providing a vast amount of benefits and some governments and conservationists has reevaluated it as an important pillar of CBC policy.

However, from the case study in Bénoué national park, Cameroon, sport hunting has had a multitiered impact in the area. Sport hunting in that area is the centerpiece of the tourism that provides financial support for the management of the national park. Further, the local labor force and the income generated result in a reciprocal relationship between the industry, the government, and the local people. On the other hand, local hunting has been regulated and local people have been deprived the right to use natural resources freely as was the case with the former colonial policy.

In my opinion, the idea of “sustainability” has been misconstrued in colonial and political statements to condemn local hunting and legitimize sport hunting with its accompanying historical power structure.

*Keywords: sport hunting, Bénoué National Park, Cameroon, ecotourism, wildlife, “sustainability”*